

園芸施設共済

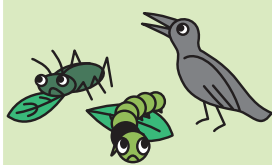
～共済金の支払対象となる災害～（共済事故）



風害・風水害



雪害・ひょう害



病虫害・鳥獣害



水害



落雷



火災



地震



破裂・爆発



航空機の墜落・物の落下



車両等の衝突



安心のネットワーク

NOSAIとやま

農林水産省・富山県・富山県農業共済組合

加入要件

組合員 または 設置面積の合計が200㎡以上

※所有または管理する園芸施設は全て加入する必要があります。ただし、格納庫として利用している施設は加入対象外。

園芸施設共済へ加入するには、

①何を補償するか（補償対象）、②どのくらい補償するか（付保割合）、③どの程度の損害から補償するか（小損害不填補）を希望に合わせて選択できます。

①補償対象 共済責任期間は共済掛金を納付した翌日から1年間です。

基本加入

特定園芸施設

- ・ガラス室
 - ・パイプハウス（プラスチックハウス）
 - ・雨よけハウス
 - ・多目的ネットハウス 等
- ※ 施設の時価額を補償します。

経過年数	時価現存率 (%)		被覆経過割合 (%)	
	パイプハウス (プラスチックハウスⅡ類)		農ビ (一般軟質フィルム)	農PO (耐久性軟質フィルム)
1年未満	100	100	100	100
1～2年	95	50	71	
2～3年	90	25	50	
3～4年	85		35	
4～5年	80		25	
5～6年	75			
6～7年	70			
7～8年	65			
8～9年	60			
9～10年	55			
10年以上	50			

追加オプション

附帯施設

- (主な附帯施設)
- ・暖房施設
- ・冷房施設
- ・カーテン装置
- ・換気施設 等

撤去費用

- ①撤去に要した金額が100万円を超える
- ②損害割合が50%（ガラス室は35%）を超える
- ①又は②に該当する場合、解体費用等の一部を補填します。
- 補償対象は撤去費用基準額を限度とします。
- (例：パイプハウス 290 円/㎡ × 設置面積)
- ※領収書や撤去・復旧計画書の提出が必要
- ※共済金の支払いは撤去完了後

施設内農作物

- (主な施設内農作物)
- ・トマト ・きゅうり
- ・つげな類 (コマツナ)
- ・ほうれんそう 等
- ※ 育苗中は除きます

復旧費用

- 復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償。
- ※補償対象は被覆材を除く本体部分のみ
- ※領収書や撤去・復旧計画書の提出が必要
- ※共済金の支払いは復旧完了後

②付保（補償）割合

選択した付保割合により共済金を算定します。

支払共済金＝損害額×付保割合

付保割合

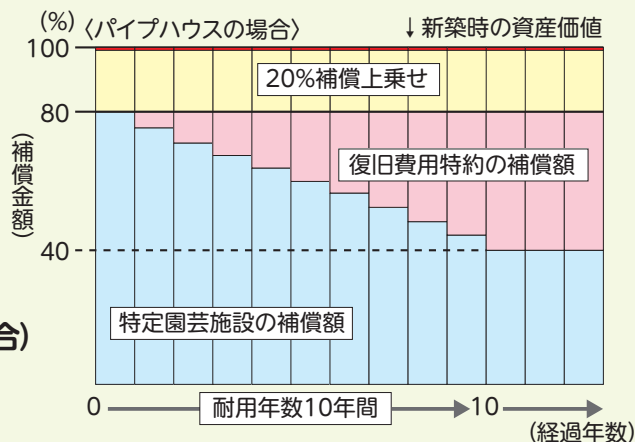
80・70・60・50・40 %

80%を選択した場合は、さらに、補償を上乗せできます。

支払共済金＝損害額×（付保割合80%＋追加付保割合）

追加付保割合（特約）

20・10 %

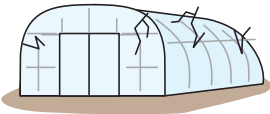
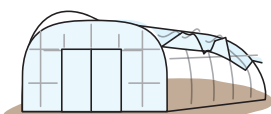
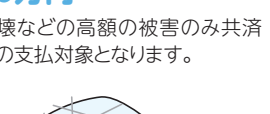


特定園芸施設の80%補償に復旧費用特約（ピンク色部分）と20%の上乗せ補償（黄色部分）を付けると、施設本体は新築価額100%まで補償が可能となります。（上図）

③小損害不填補

損害額が選択基準金額を超えると支払対象に!!

※育苗ハウス(10年経過、時価258,000円)の例

選択基準金額	1万円(特約)			
	標準コースの3万円よりもさらに少額の被害にも対応できます。	3万円(または共済価額の5%) ※標準コース	10万円	20万円
				
掛金	101% 少額の負担増で補償の拡充が可能!	100%※ ※標準コース3万円の掛金負担を100%とした場合の掛金部分比較	54% 掛金負担を減らして大災害に備えたい方におすすめ!	25%

※支払対象になれば、どの基準金額を選択していても支払共済金は変わりません。

※加入する施設の価額が50万円、100万円を超える場合のみ、50万円、100万円も選択できます。

※基準イメージはハウスの規模や時価額によって異なります。

補償や割引への様々なニーズにお応えします



どんな補償内容で加入すればいいのかしら・・・？

まずは、築年数に対して補償額を設定する標準コースを検討してみましょう！

※掛金例:育苗ハウス【3間×30m (162㎡)、パイプ径22mm、10年以上経過、3ヶ月被覆】の場合
※少額の被害:上記条件のハウスで屋根面全体のうち15%が被害にあった場合 (損害額11,352円)



標準コース

①特定園芸施設 (基本加入のみ) + ②付保割合80% + ③小損害不填補3万円

掛金等 **1,280** 円
(掛金 956 円、賦課金 324 円)

全損した場合
共済金 **332,000** 円

少額の被害の場合
対象外



さらに少額の被害でも補償してもらえないかしら？

標準コースの小損害不填補を3万円から1万円に変更すると、より少額の被害にも対応できます。



標準コースα

①特定園芸施設 (基本加入のみ) + ②付保割合80% + ③小損害不填補1万円

掛金等 **1,298** 円
(掛金 974 円、賦課金 324 円)

全損した場合
共済金 **332,000** 円

少額の被害の場合
共済金 **9,081** 円



古いハウスも万が一のときは、十分な補償がほしい。

標準コースαにさらに特約を追加すると、最大で新築価額100%まで補償します。



充実コース

①{ 特定園芸施設 (基本加入) + 復旧費用特約 } + ② (付保割合80% + 上乗せ20%) + ③小損害不填補1万円

掛金等 **2,137** 円
(掛金 1,813 円、賦課金 324 円)

全損した場合
共済金 **712,000** 円

少額の被害の場合
共済金 **11,352** 円



大きな被害だけ補償されれば良いから、掛金を安くしたい。

小さな被害を補償範囲から外すことで、掛金が大幅割引になります。



割引コース

①特定園芸施設 (基本加入のみ) + ②付保割合80% + ③小損害不填補20万円

掛金等 **574** 円
(掛金部分 7.5 割引)
(掛金 250 円、賦課金 324 円)

全損した場合
共済金 **332,000** 円

少額の被害の場合
対象外

危険段階別共済掛金率の設定

- 過去の引受や事故の状況が翌年の掛金率に反映される仕組みで、組合員別、施設区分別の危険段階区分に該当する共済掛金率が適用されます。

自動車保険のように
事故が少なければ掛金が安くなる
イメージです。



掛金等の割引制度

条 件		割 引 対 象	割 引 率
太いパイプ (31.8mm以上) ハウス		掛 金	15%
補強資材により補強されたパイプハウス			
生産部会等の 集団加入	加入率が集団加入受付前より増加し、集団の8割以上が加入	掛 金	5%
	5人以上の構成員が加入	賦課金	10%
	10人以上の構成員が加入	賦課金	20%

Q&A

Q1. 被害が発生したらどうすればよいですか？

A1. 速やかにお近くの地域センター・事務所へご連絡をお願いいたします。職員がお伺いし、評価を行います。ただし、災害時に緊急に修理を要する場合には、被害を受けたビニールなどは捨てずに保存し、施設本体や農作物の撤去は、必ず損害評価終了後におこなってください。撤去業者などが職員の到着前に作業を始めるようであれば、写真を撮っていただき、損害状況などを職員へお伝えください。

Q2. 農作物に病虫害の兆候がみられたらどうすればよいですか？

A2. 速やかにお近くの地域センター・事務所へご連絡をお願いいたします。職員及び県の振興センター職員がお伺いし、損害評価等を行います。

Q3. 盗難やいたずらによる被害は補償対象ですか？

A3. 人為的な被害は共済事故の対象となりません。

Q4. 農作物の生理障害による被害は補償対象ですか？

A4. 病虫害とは区別される生理障害や原因不明の場合は、共済事故の対象となりません。

Q5. 内作物の補償をもっと手厚くできますか？

A5. 園芸施設共済と収入保険のセット加入がおすすめです。

災害をはじめ、園芸施設共済ではカバーできないQ3、4の被害や販売収入の低下も補償できます。

園芸施設共済
施設本体の補償



収入保険
施設内農作物
の補償



富山県農業共済組合

担当者名

- 本 所 〒939-8177 富山市安養寺340番地1 TEL(076)461-5333(代)/FAX(076)461-5334
- 新川地域農業共済センター 〒939-0643 入善町青木 1385-1 TEL(0765)72-0377
- 新川農業共済事務所 〒930-0361 上市町湯上野 72 TEL(076)472-0577
- 富山地域農業共済センター 〒939-8177 富山市安養寺 340-1 TEL(076)429-5006
- 高岡地域農業共済センター 〒933-0838 高岡市北島 325-2 TEL(0766)28-0200
- 砺波地域農業共済センター 〒939-1364 砺波市豊町 2-11-14 TEL(0763)32-2277